

四日市市告示第 87 号

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 29 年 3 月 10 日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱（平成 23 年四日市市告示第 400 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成 32 年 3 月 31 日限り</u> 、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成 29 年 3 月 31 日限り</u> 、その効力を失う。

第 2 号様式を次のように改める。

住 所

氏 名

様

年度四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付申請については、四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 奨励金の額 金 円

2 奨励金の対象となる事業

年度 学期分学校給食用農産物出荷

3 奨励金の交付条件

- (1) 奨励金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) この奨励金に係る帳簿及び証拠書類を奨励金交付事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (3) この奨励金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)